

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月4日

【会社名】 東テク株式会社

【英訳名】 TOTECH CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長尾 克己

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

【電話番号】 (03) 3242 - 3229

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経営管理本部長 中溝 敏郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

【電話番号】 (03) 3242 - 3229

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経営管理本部長 中溝 敏郎

【縦覧に供する場所】 東テク株式会社 大阪支店  
(大阪市中央区北浜三丁目7番12号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成28年1月29日開催の取締役会において、当社を存続会社とし、株式会社ディー・エス・テック（以下「ディー・エス・テック」といいます。）を消滅会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社間で吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 本合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ディー・エス・テック
本店の所在地	福岡県福岡市博多区榎田二丁目1番18号
代表者の氏名	取締役社長 安富 法影
資本金の額	50,000,000円（平成27年3月31日現在）
純資産の額	916百万円（平成27年3月31日現在）
総資産の額	2,227百万円（平成27年3月31日現在）
事業の内容	空調をはじめとする設備機器の販売・施工・メンテナンス

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：百万円)

決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	8,085	7,919	8,410
営業利益	214	205	243
経常利益	217	201	236
当期純利益	138	120	143

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成27年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
ダイキン工業株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社とディー・エス・テックの間には、空調関連機器の売買取引があります。

### (2) 本合併の目的

ディー・エス・テックが有する顧客及び安定受注の見込める事業領域を獲得し、グループの企業価値を向上させることを企図して本合併を行います。

当社グループは、規模の拡大と利益の確保を課題として、成長維持へ向けて諸施策を推進しております。今般、ディー・エス・テックを完全子会社とした後、同社を消滅会社とする本合併を行い、同時にディー・エス・テック本社を当社九州支店、その他の営業所をその傘下の当社営業所とする組織再編を実施いたします。これにより当社グループにおける営業活動地域を九州、沖縄地区へと拡大することで全国ネットワークが完成し、当社グループの更なる成長へと繋げてまいります。

(3) 本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

本合併の方法

当社を存続会社とし、ディー・エス・テックを消滅会社とする吸収合併方式で行われ、ディー・エス・テックは平成28年4月1日の本合併の効力発生日をもって解散する予定です。なお、本合併の効力発生は、当社がダイキン工業株式会社からディー・エス・テックが発行する株式の全てを取得することを停止条件とします。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項の定める簡易吸収合併であるため、当社においては株主総会決議による合併契約の承認を受けることなく行います。

本合併に係る割当ての内容

本合併の効力発生日である平成28年4月1日時点においては、ディー・エス・テックは当社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

その他の本合併契約の内容

当社及びディー・エス・テックが平成28年1月29日付けで締結した本合併契約の内容は、後記のとおりであります。

(4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東テック株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 長尾 克己
資本金の額	1,857,000,000円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	商品販売事業として空調機器、省エネ機器、制御機器の仕入・販売及びこれに関連する据付工事、アフターサービス等と、工事業として計装工事の設計・施工・保守、並びに、その他の事業として食材の仕入・加工・販売

(以下、本合併契約の内容)

## 吸収合併契約書

東テク株式会社(以下「甲」という。 )及び株式会社ディー・エス・テック(以下「乙」という。 )は、平成28年1月29日(以下「本契約締結日」という。 )、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。 )を締結する。

### 第1条(本吸収合併の当事者)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併(以下「本吸収合併」という。 )を行う。

### 第2条(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

(商号) 東テク株式会社

(住所) 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

(商号) 株式会社ディー・エス・テック

(住所) 福岡県福岡市博多区榎田二丁目1番18号

### 第3条(本吸収合併に際して交付する金銭等)

甲は、本吸収合併の効力が発生する時点(以下「効力発生時点」という。 )において、乙の発行済株式の全てを有するため、本吸収合併に際して、乙の株主に対して、乙の株式に代わる甲の株式その他の金銭等を交付しない。

### 第4条(効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、平成28年4月1日(以下「効力発生日」という。 )とする。ただし、本吸収合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第5条(株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、本契約について同法第795条第1項に規定される株主総会の承認を得ることなく本吸収合併を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議(会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。 )による承認を求めるものとする。

### 第6条(本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から効力発生時点に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

### 第7条(本吸収合併の効力発生の条件)

第4条にもかかわらず、本吸収合併の効力は、甲が乙の発行済全株式を取得することを停止条件として、発生する。

### 第8条(本契約の効力)

本契約は、(i)効力発生日の前日までに、第5条第2項に定める乙の株主総会における承認又は法令上必要とされる関係官庁の承認を得られなかったとき、(ii)効力発生日まで(効力発生日を含む。 )に甲が乙の発行済全株式を取得しなかったときは、その効力を失うものとする。

### 第9条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年1月29日

甲：東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号  
東テック株式会社  
代表取締役 長尾 克己

乙：福岡県福岡市博多区榎田二丁目1番18号  
株式会社ディー・エス・テック  
代表取締役 安富 法影

以 上